

気鋭の専門家が語る ディスクロージャー & IRの最前線

ISSN 2433-1686



2018.5

Vol.
5

Disclosure & IR

Disclosure Watch

金融商品取引法

- 有価証券報告書における開示内容の合理化および充実に関する企業内容等開示府令の改正
- フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインから読み解く実務対応
- 2017年3月期以降の有価証券報告書での「ビジネスモデル」の開示の実態
- 訂正有価証券報告書の開示事例分析

会社法

- 会社法改定（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案

IR

- 企業経営者と投資家の対話をより一層実りあるものとするために
- CGS ガイドラインのフォローアップ結果の解説

会計・監査

- 内部統制報告制度の現状と機能
- 収益認識の基本的考え方
- 財務諸表における営業活動と財務活動
- 大手監査法人で女性会計士が直面する問題
- ヘッジ会計の課題と展望
- ストック・オプションの会計基準に係る弊害

取引所

- 役員人事異動の理由の開示
- 決算短信等サマリー様式の文言変更及びフェア・ディスクロージャー・ルールの導入に伴うTDnet 公開項目追加について

コラム

- コラム・アメリカ会社法
- Disclosure Column

Disclosure & IR 2018.5 Vol.5

Contents

Disclosure Watch

金融商品取引法

有価証券報告書における開示内容の合理化および充実に 関する企業内容等開示府令の改正	1
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士・公認会計士 中村慎二	
フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインから 読み解く実務対応	12
～ガイドライン及びパブリックコメント結果を踏まえて～	
森・濱田松本法律事務所 弁護士 根本敏光	
森・濱田松本法律事務所 弁護士 森田理早	
2017年3月期以降の有価証券報告書での「ビジネスモデル」 の開示の実態	21
株式会社大和総研 金融調査部 吉井一洋	
訂正有価証券報告書の開示事例分析	32
株式会社ディスクロージャー＆IR総合研究所 上席参事 阿部宏己	
株式会社ディスクロージャー＆IR総合研究所 総括企画部 黒須悠子	

会計・監査

内部統制報告制度の現状と機能 — 財務報告の質への影響と情報効果について — 早稲田大学 教授 奥村雅史	41
収益認識の基本的考え方 —「実現」と「履行義務の充足」に関連して— 熊本学園大学 大学院教授 佐藤信彦	49
財務諸表における営業活動と財務活動 早稲田大学大学院会計研究科 教授 秋葉賢一	59
大手監査法人で女性会計士が直面する問題 東海大学政治経済学部 准教授 松原沙織	68
ヘッジ会計の課題と展望 ～ポートフォリオ再評価アプローチを手掛けりとして～ 南山大学 専任講師 李焱	75
ストック・オプションの会計基準に係る弊害 —バックデーティング問題— 専修大学 教授 梶田龍三	85

会社法

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案 株式会社ディスクロージャー＆IR総合研究所上席研究員 企業内弁護士 六川浩明	94
---------------------------------------------------------------------	----

IR

企業経営者と投資家の対話をより一層実りあるものとするために ～「PwCグローバル投資家意識調査2018」からの示唆～ PwCあらた有限責任監査法人 久禮由敬 PwCあらた有限責任監査法人 辻田大	111
CGSガイドラインのフォローアップ結果の解説 —平成29年度 コーポレートガバナンスに関する企業アンケート調査結果を中心に— 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 課長補佐 越智晋平 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 係長 岩脇潤	117

取引所

役員人事異動の理由の開示 ～理想と現実～ 田辺総合法律事務所 弁護士 中西和幸	131
決算短信等サマリー様式の文言変更及びフェア・ディスクロージャー・ルールの導入に伴うTDnet公開項目追加について 事業創造大学院大学 准教授 鈴木広樹	138

コラム

コラム・アメリカ会社法／営業秘密の保護と連邦法 株式会社ディスクロージャー＆IR総合研究所客員研究員 小林史治	141
Disclosure Column 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシエイト弁護士 川井田渚	146

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案

株式会社ディスクロージャー&IR研究所上席研究員 企業内弁護士 六川 浩明

(前東海大学法科大学院教授)
(首都大学東京 産業技術大学院大学講師)

第1 はじめに

1 中間試案

法務省は平成30年2月28日、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」を公表し、同年4月13日までの期間、パブリックコメントの募集を行っている。

2 背景

平成26年6月に成立した会社法の一部改正法の改正法附則25条に「この法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていた。

平成29年2月9日に開催された法制審議会第178回会議において、法務大臣から法制審議会に対し、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい」という諮詢を受けた。

第2 株主総会（中間試案 第1部）

一 株主総会の電子化

1 近時「株主総会の電子化」と言われることがあるが、それは、(1) 株主総会資料の電子化、(2) 議決権行使の電子化、(3) 株主総会の開催の電子化、を意味している。

2 株主総会資料の電子化

(1) 日本

平成30年2月28日付中間試案において「電子提供制度」として提唱されている。

(2) 米国デラウエア州会社法

同法第7章232条(Notice by electronic transmission)第a項に、株主総会参考資料を電子的に提供することを同意した株主に対し、電子的提供を認める規定がある(注1)。

(3) 米国SEC Rule14-16

米国SECは2007年、米国の上場会社が株主に対して株主総会資料をPDFにて送信することができるルールを制定した(SEC Rule 14a-16)(17 CFR 240.14a-16)(Internet availability of proxy materials)(注2)。

3 議決権行使の電子化

日本の会社法298条1項4号に定められている。

4 株主総会の開催の電子化

2000年、デラウエア州会社法211条が導入され、remote communicationによる株主総会の開催が可能になった(注3)。このようなバーチャル株主総会を開催することが許容されるための要件として、(1) 株主に対する本人確認の方法を確保しておくこと、(2) バーチャル株主総会への参加の方法を確保しておくこと、(3) バーチャル株主総会での議決権行使方法やその他の記録を残すこと、が挙げられている(同法211条)(注4)。

その後、米国では、従来型株主総会+バーチャル株主総会の開催社数とバーチャル株主総会開催社数が、2010年には19社と9社、2011年には21社と18社、2012年には27社と26社、2013年には35社と32社、2014年には53社と40社、2015年には90社と44社となっている(注4)。

2016年でのバーチャル株主総会開催社数は136社となり（注5）、毎年、増加している。

二 株主総会資料の「電子提供制度」

現行会社法上、株主総会資料の提供は原則として書面により提供しなければならず、例外的に株主総会資料を電磁的方法により提供するためには株主の個別の承諾が必要とされている（会社法299条3項、301条2項）。

株主総会資料をインターネットによって提供することができるようになれば、株式会社は、印刷や郵送のために生ずる費用を削減することができるようになり、印刷や郵送が不安となることに伴い、株主に対し、従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料を提供することができるようになること等が期待されると指摘されている。

そこで、インターネットを利用する方法による株主総会資料の提供を促進するため、株式会社が、株主総会資料を自社のHP等に掲載し且つ株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知した場合には、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとする制度（以下「電子提供制度」）を新たに設けるものとしている。

1 定款の定め（中間試案 第1部 第1—1）

中間試案では、株式会社が株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めたときは、株式会社は、その基準日までに「書面交付請求」をした株主に対してのみ書面を交付すればよいものとしており、書面の交付を希望する株主は、株主総会の招集の通知を受領する前に、書面交付請求をする必要があることが想定されている。

そのため、基準日よりも前に、当該株式会社が「電子提供制度」を利用するかどうかについてあらかじめ明らかとなるようにする必要があると考えられる。

また、現行の会社法上、公告方法として電子公告を選択するためには定款の定めを要することとされていること（会社法939条1項3号）との均衡を考慮し、株主の利益を保護すべく、「電子提供制度」を利用するには定款の定めを要するものとしている。

中間試案において振替株式の株主が「書面交付請求」をするには振替機関等を経由してしなければならないものとしていることを踏まえ、振替機関は、「電子提供制度」の定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとしている。したがって、結果として、上場会社は「電子提供制度」の利用が義務付けられることとなるとされている。

もっとも、このように振替株式を発行する株式会社に「電子提供制度」の利用を義務付けることとする場合には、当該株式会社において「電子提供制度」の定款の定めを設ける定款の変更の決議をすることまでを義務付けることとなると過重な負担を強いることとなり妥当でないと考えられる。そこで、中間試案に基づく改正法の施行日において振替株式を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする「電子提供制度」の定款の定めを設ける旨の定款の変更の決議をしたものとみなすものとしている。

2 電子提供措置期間（中間試案 第1部 第1—2）

中間試案では、株主総会資料をウェブサイトに掲載する期間を、電子提供措置開始日から株主総会の日以後3カ月を経過する日までの間としている。

期間の末日を株主総会日以後3カ月を経過する日としている理由は、株主総会資料が株主総会の決議取消の訴えに係る訴訟において証拠等として使用される可能性があり、株主総会資料は、少なくとも当該訴えの出訴期間（会社法831条1項柱書）が経過する日までは、ウェブサイトに掲載されている必要があるものとすることが相当であると考えられるからであるとされている。

また、中間試案では、期間の初日である電子提供措置開始日について、（1）株主総会日の4週間前の日または株主総会の招集通知の発送日のいずれか早い日とする案（A案）、（2）株主総会日の3週間前の日または株主総会の招集通知発送日のいずれか早い日とする案（B案）、を掲げている。

これは、「電子提供制度」を利用すれば、原則として株式会社は株主総会参考書類等の印刷や郵送をする必要がなくなることから、「電子提供制度」においては、電子提供措置開始日および

株主総会の招集通知の発送期限を、現行法の公開会社における株主総会の招集通知の発送期限である株主総会の2週間前よりも前倒しすべきであるという指摘がされていることを踏まえてのものである。

3 株主総会招集通知（中間試案 第1部 第1-3）

株主総会資料のウェブサイトへの掲載によって株主に対する株主総会資料の提供があったものと取り扱うためには、株主が、株主総会資料がウェブサイトに掲載されたことを認識する必要があると考えられる。

株主総会招集通知を、株主において株主総会資料がウェブサイトに掲載されたことを認識し、ウェブサイトにアクセスすることを促すためのものと位置付けた上で、株主総会の招集通知の発送時期等について、現行の会社法上の規律とは異なる規律を適用するものとしている。

具体的には、株主総会の招集通知の発送期限については、(1) 株主総会日の4週間前までとする案（A案）、(2) 株主総会日の3週間前までとする案（B案）、(3) 株主総会日の2週間前までとする案（C案）、が掲げられている。

また、株主総会の招集通知に記載したまたは記録しなければならない事項については、株主がウェブサイトにアクセスすることを促すために重要であると考えられる事項に限定するものとしている。

4 「書面交付請求」（中間試案 第1部 第1-4）

「電子提供制度」の創設にあたっては、インターネットを利用することが困難な株主の利益に配慮する必要がある。そこで、書面の交付を希望する株主が、株式会社に対して、ウェブサイトに掲載された資料を書面により交付することを請求することができるものとしている。この「書面交付請求」については、株式会社に生ずる事務の負担を考慮し、振替株式の株主が「書面交付請求」をするには、振替機関等を経由してしなければならないものとし、また、株式会社が株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めたときは、株式会社は、その基準日までに「書面交付請求」をした株主に対してのみ書面を交付すればよい

ものとしている。

5 EDINETの利用の検討

事業報告および計算書類と有価証券報告書を一体的に開示する取組みの促進という観点や、株主総会の開催前における有価証券報告書の開示の促進という観点から、電子提供措置事項を含む有価証券報告書を株主総会の開催前にEDINETを使用して金融商品取引法に基づき開示する場合には、当該開示をもって電子提供措置を探ったものとみなすものとすることを検討すべきであるという指摘がされている。そこで、「電子提供制度」におけるEDINETの利用の可否等についてなお検討するものとしている。

二 株主提案権（中間試案 第1部 第2）

近年、1人の株主により膨大な数の議案が提案されたり、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されるなど、株主提案権が濫用的に行使される事例がみられる。株主提案権が濫用的に行使されることにより、株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなどが弊害として指摘されている。

そこで中間試案では、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限し、株主による不適切な内容の提案を制限する規定を新たに設けるものとしている。

1 数（中間試案 第1部 第2-1）

株主が提案することができる議案の数の上限について、(1) 5とする案（A案）、(2) 10とする案（B案）、が掲げられている。

役員等の選任または解任に関する議案は一候補一議案であると解かれていることから、当該議案の数を形式的に数えることとすると、株主が提案することができる議案の数を過度に制限することとなる懸念が示されている。そのため、A案とB案のそれぞれについて、役員等の選任または解任に関する議案については、選任または解任される役員等の人数にかかわらず、一議案として数える案（A1案およびB1案）と、役員等の選任または解任に関する議案にはこの制限が

及ばないものとする案（A2案およびB2案）が掲げられている。

定款変更に関する議案については、それが関連性のない多数の条項を定款に追加しようと/orするものであっても、株主が1つの議案として提案した場合には、その数を一と数えなければならぬこととすると、この制限の趣旨が容易に潜脱される懸念がある。そこで、定款変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるものとすることも議論されており、このような規定を設けるものとするかどうかについて、なお検討するものとしている。

2 内容（中間試案 第1部 第2-2）

株主提案の内容が不適切である場合には、株主が株主提案権を行使することができないものとしている。提案株主の目的に着目した拒絶事由であり、それぞれ、(1) 株主が専ら人の名誉を侵害し、もしくは人を侮辱する目的で株主提案を行った場合、(2) 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行った場合、(3) 株主が専ら当該株主もしくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行った場合を、拒絶事由とするものとしている。

他方、株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがある場合を拒絶事由とするものとしており、①から③までの各拒絶事由とは異なり、客観的な要件であることに特徴がある。

第3 取締役等に関する規律の見直し（中間試案 第2部）

一 取締役等への適切なインセンティブの付与（中間試案 第2部 第1）

1 取締役の報酬等（第1-1）

取締役の報酬等についての現行の会社法の規律は、取締役または取締役会によるいわゆるお手盛りを防止するためのものであると一般的に理解されている。

しかし、近年、このようなお手盛り防止の観点からの規律に加えて、報酬等が取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与するための手段として機能するための規律も同法に設ける必要があるという指摘がある。

そこで、中間試案においては、取締役の報酬等が取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与するための手段として機能するように、取締役の報酬等に関する規律を見直すものとしている。

(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針（第1-1 (1)）

取締役の報酬等を取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与するための手段として考える場合には、取締役に対し、どのような内容の報酬等を与える、どのようなインセンティブを付与するかといった方針が重要なものとなると考えられる。

そこで、中間試案では、取締役または取締役会が、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、取締役の報酬等に関する議案が、当該方針との関係でどのような意義を有しているかを説明しなければならないものとしている。

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め（第1-1 (2)）

現行の会社法361条1項3号には、取締役の報酬等について、「報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容」を、株主総会決議によって定めるものとしている。

しかし、「具体的な内容」として財産上の利益をどこまで特定しなければならないかは、解釈上必ずしも明らかでない。

取締役に対するインセンティブ付与の観点から、当該株式会社の「株式」または「新株予約権」を報酬等とすることの重要性が指摘されている。

また、当該株式会社の「株式」または「新株予約権」の取得に要する資金に充てるための金銭を報酬等とする場合には、会社法361条1項3号に掲げる事項を定款または株主総会の決議によって定める必要がないという解釈があるが、この場合であっても、「株式」の内容や「新株予約権」の内容等を株主総会において決議することが望ましいという指摘がされている。

そこで、指名委員会等設置会社以外の株式会社において、当該株式会社の「株式」または「新株予約権」（これらの取得に要する資金に充てるための金銭を含む）を報酬等とする場合には、一定の事項を定款または株主総会の決議によつ

て定めなければならないものとしている。

具体的には、「株式」について、当該株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類および種類ごとの数）の上限および当該株式の交付の条件の要綱を定めなければならないものとし、「新株予約権」について、当該新株予約権の内容の要綱および数の上限を定めなければならないものとしている。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任（第1-1 (3)）

取締役の個人別の報酬等の額が明らかとなることを避けるなどの理由により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を委任された取締役会がその決定を代表取締役に再一任することが実務上なされている。

このような再一任については、取締役会による代表取締役に対する監督に不適切な影響を与える可能性があるため、禁止すべきであるという指摘や、再一任をする場合には、株主総会の決議による明示の承認を要するものとすべきであるという指摘がなされている。もっとも、非公開会社である株式会社等においては、再一任をすることに合理性がある場合もあると指摘されている。

そこで、(ア) 公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする案（A案）、(イ) 再一任しているかどうかを事業報告において開示する取扱いとすれば、株主総会の決議を要するものとする必要はないことから現行法の規律を見直す必要はないとする案（B案）が掲げられている。

(4) 株式報酬等（第1-1 (4)）

取締役に対するインセンティブとして、「株式」を報酬等として交付する場合、金銭の払込みを要しないで株式を報酬等として交付することを認めるべきではないかと指摘されている。

また、現行の会社法236条1項2号に、新株予約権の内容の一つとして「当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」とされていることから、新株予約権の行使に際して必ず財産の出資をしなければならないと規定されている。しかし、取締役に対するインセンティブとして「新株予約権」をストッ

クオプションとして交付する場合、新株予約権の行使に際して財産の出資をすることを要しないものとすることを認めるべきではないかと指摘されている。

そこで、(ア) 取締役に対するインセンティブとしての報酬等として「株式」を交付する場合、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を募集事項として定めることができるものとし、取締役に対するインセンティブとしての報酬等として「新株予約権」を交付する場合、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とができるものとする案（A案）が掲げられている。

(イ) 交付される株式と新株予約権には議決権があるかどうかにおいて違いがあることなどから、A案のうち「新株予約権」のみを報酬等として認めようとする案（B案）もある。

(ウ) 以上のような見直しが実質的に取締役による労務出資を認めることとなることや、不当な経営者支配を助長するおそれがあることを理由として慎重に検討すべきであるという指摘があり、現行法の規律を見直さないものとする案（C案）も掲げられている。

(5) 情報開示の充実（第1-1 (5)）

現行会社法上、公開会社は、取締役を含む会社役員の報酬等に関する事項を事業報告の内容に含めなければならないこととされている（同法施行規則121条4号等）。

事業報告における会社役員の報酬等に関する開示の内容は不十分であり、これを充実するための見直しをすべきであるという指摘されている。そこで中間試案では、会社役員の報酬等に関する事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとしている。

2 会社補償（中間試案 第2部 第1-2）

現行の会社法には、会社補償に関する規定がなく、どのような手続により、どのような範囲のものを株式会社が補償することができるかなどが不明確であるという指摘や、会社補償には構造上の利益相反性が認められることなどから、同法に規定を設け、適切な運用がされるようすべきであるという指摘がされている。そこで、中間試案では、会社補償に関する規定を会社法

に設けるものとしている。

(1) 補償契約

会社法に規定を設けようとする場合、会社補償の条件をすべて法律で画一的に定めることも考えられる。しかし、会社補償の趣旨からすれば、適切な会社補償の条件は、株式会社の状況や当談役員の職務内容等により異なってくるとも考えられる。

そのため、株式会社が役員等との間で締結する契約によって補償の条件を個別に定めることができることとすることが相当であると考えられ、株式会社が役員等との間で補償契約を締結することができるものとし、株式会社は、補償契約に基づき会社補償をすることができるものとしている。

ただし、役員等が受けた損害を無制限に株式会社が補償することができることを内容とする補償契約の締結を認めるものとすると、役員等の職務の適正性が損なわれたり、役員等の責任や刑罰等を定める規定の趣旨が損なわれたりするおそれがある。

そのため、補償契約に基づき補償することができる費用等に一定の限定が付されている。

例えば、役員等が防御に要する費用については相当と認められる範囲に限定するものとし、損害賠償金については、株式会社への損害賠償金は除外し、第三者への損害賠償金は役員等が善意でかつ重大な過失がないときに限定するものとしている。

なお、現行会社法上、役員等が職務の執行のために過失なく受けた損害については、特別な契約の締結を要しないで、同法330条および民法650条に基づき補償が認められるという解釈があるが、中間試案はこのような解釈を否定していない。

中間試案は、役員等との間で補償契約を締結した場合には、役員等に過失があるときであっても、補償をすることができるものとするが、他方で、補償契約を締結した場合であっても、一定の損害については補償をすることができないことを明確なものとするための規律であるとしている。

(2) 株主総会または取締役会の決議

補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役

会設置会社にあっては取締役会）の決議によらなければならないとしている。

(3) 委任禁止

取締役会設置会社においては、取締役会は、この決定を取締役または執行役に委任することができないものとしている。これは、会社補償に存在する構造上の利益相反性や補償契約の内容が役員等の職務の適正性に影響を与えるおそれがあることからみると、補償契約の内容の決定に必要な機関決定は、利益相反取引に準じたものとすることが相当であると考えられるからである。

(4) 利益相反規制

他方、会社補償の意義にかんがみると、株式会社と取締役または執行役との間の補償契約について自己取引であるとして厳格な規制である利益相反取引規制を適用することは相当ないと考えられる。そこで、株式会社と取締役または執行役との間の補償契約については利益相反取引規制を適用しないものとしている。

(5) 事業報告での開示

補償契約は、役員等の職務の適正性に影響を与えるおそれがあり、また、補償契約には、利益相反性が類型的に高いものもあることから、その内容は株主にとって重要な情報であると考えられるため、株主に対し、補償契約の相手方や、その概要を事業報告において開示するものとしている。

そして、当該契約によって当該役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容についても事業報告の内容に含めなければならないものとしている。

3 役員等賠償責任保険契約（中間試案 第2部 第1-3）

現行会社法には、株式会社が会社役員賠償責任保険に係る契約を締結することに関する規定がなく、株式会社が会社役員賠償責任保険に係る契約を締結するためにどのような手続等が必要であるかについての解釈は必ずしも擁立されていないという指摘や、会社役員賠償責任保険には構造上の利益相反性が認められることなどから、同法に規定を設け、適切な選別がされる

ようにすべきであるという指摘がされている。

そこで、会社役員賠償責任保険に係る契約を「役員等賠償責任保険契約」と定義し、これに関する規定を会社法に設けるものとしている。

具体的には、(1) 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならず、取締役会設置会社においては、取締役会は、この決定を取締役または執行役に委任することができないものとし、(2) 役員等賠償責任保険契約であって、取締役または執行役を被保険者とするものおよび収締役または執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するものの締結について、利益相反取引規制を適用しないものとし、(3) 役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、当該契約に関する事項を事業報告の内容に含めなければならないものとしている。

二 社外取締役の活用等（中間試案 第2部 第2）

1 業務執行の社外取締役への委託（第2部 第2-1）

実務上、マネジメント・バイアウトなどの株式会社と業務執行者その他の利害関係者との利益相反が問題となる場面において、取引の公正さを担保する措置として、対象会社の社外取締役が、対象会社の独立委員会の委員として、質収会社との間の交渉等の対外的行為を伴う活動をすることが期待される場合があるという指摘がある。

しかし、現行の会社法上、社外取締役がこのような行為をすることにより、「当該株式会社の業務を執行した」取締役でないことという社外取締役の要件（同法2条15号イ）を満たさなくなるのではないかという懸念が指摘されている。

そこで、このような行為についていわゆるセーフ・ハーバー・ルールを設けるものとしている。

具体的には、(1) マネジメント・バイアウトの場面など、取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、株式会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該株式会社の業務を執

行することを社外取締役に委託することができるものとし (2) 社外取締役がこの委託を受けた行為をしたこととは、会社法2条15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとしている。

2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任（第2部 第2-2）

監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、指名委員会等設置会社において執行役に委任することができることとされている事項と同様の範囲内で、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるものとするかどうかを探り上げている。

監査役設置会社という機関設計を選択していることによって重要な業務執行の決定は必ず取締役会でしなければならないという制約を課さなければならない必然性はないという指摘がされているが、他方で、重要な業務執行の決定を委任する必要があるのであれば、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社の機関設計を選択することができ、これらに加えて、監査役設置会社においても、そのような委任ができるようにする必要はないという指摘もされている。

そこで、これをできるものとする案（A案）、現行法の規律を見直さないとする案（B案）が掲げられている。

3 社外取締役を置くことの義務付け（第2部 第2-3）

現行の会社法上「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないこととされている上場会社等について（同法327条の2参照）、中間試案では、少なくとも1名の社外取締役を置く義務を認めるかどうかが争点となっているようである。

東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、増加傾向にあり、平成26年度には64.4%（市場第一部においては74.3%）であったが、その後さらに増加して、平成29年度には96.9%（市場第一部においては99.6%）となっている。

国内外の投資家から経営陣に対する信頼性を確保するためには、義務付けが必要であるなど

の積極意見と、もう少し現在の制度下での実証的な検証をする必要があり、義務付けをすることは時期尚早であるなどの消極意見が、出されているようである。

そこで中間試案では、(1) 義務付けをするという案(A案)、(2) 現行法の規律を見直さないとする案(B案)、が掲げられている。

第4 社債の管理（中間試案 第3部 第1）

1 社債管理補助者（第3部 第1-1）

現行の会社法においては、社債を発行する場合には、原則として、社債管理者を設置し、社債の管理を社債管理者に委託しなければならないものとされているが（同法702条本文）、社債権者において自ら社債を管理することを期待することができる社債については、例外として社債管法者を設置することを要しないものとされている（同条但書）。

実際には、我が国で公募されている多くの社債については、この例外規定を利用することにより、社債管理者が設置されていないのが実態であるといわれており、このように多くの社債で社債管理者が設置されていない原因としては、社債管理者の権限が広範であり、また、その義務、責任および資格要件が厳格であることなどから、なり手の確保が難しいことなどが指摘されている。

近年、このように社債管理者を設置することを要せず、社債権者において自ら社債を管理することを期待することができる社債については、社債管理者よりも簡易な形で、社債の管理に関する事務を第三者に委託することができるような制度を設けるべきであるという指摘がされている。

そこで中間試案では、「社債管理補助者」制度を創設し、このような社債については、新たに、社債管理者よりも裁量の余地の限定された権限のみを有する社債管理補助者に社債の管理の補助を委託することができるものとしている。

2 社債権者集会（第3部 第1-2）

(1) 元利金の減免

現行会社法においては、社債権者集会の決議による社債の元利金の減免は、同法706条I項1

号の「和解」として、社債権者集会の特別決議によりすることができるという解釈が有力であるとされているが、法的安定性の観点から、明文の規定を設けるべきであると指摘されている。

そこで、会社法706条I項1号に掲げる行為として、当該社債の全部についてするその債務の全部または一部の免除を加えることにより、(ア) 社債権者集会が、当該社債の全部についてするその債務の全部または一部の免除について決議をすることができるものとともに（同法724条2項1号参照）、(イ) 社債管理者が、社債権者集会の決議によって、当該社債の全部についてするその債務の全部または一部の免除をすることができるものとしている（同項2号参照）。

(2) 社債権者集会の決議の省略

社債権者の全員が書面により同意をした場合には、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなしき、かつ、裁判所の認可を受けることも要しないものとしている。

現行会社法上、社債権者の全員の同意がある場合には、社債権者集会の決議によらずに、社債契約の内容を変更することができる一般に解釈されている。

ただし、会社法706条等一定の事項について社債権者集会の決議によらなければならないものと規定する会社法の規定の多くは強行法規であり、強行法規として要求されている社債権者集会の決議については、社債権者の全員の同意をもってこれに代えることはできないという解釈がある。

仮に、後者のような解釈を採るとしても、社債権者の全員の同意をもって社債権者集会の決議に代えることができることとするものである。

第5 株式交付（中間試案 第3部 第2）

1 ある株式会社Aが他の株式会社Bを子会社化しようとする場合、いくつの方法が存在している。

(1) そのうち株式会社Aが自社株を対価として行う方法として、株式交換制度がある。しかし、株式交換制度は、株式会社Bを完全子会社とする目的とする制度であり（会社法2条31号）、株式会社Bを例えば51%子会社とする場合には、利用できないこ

ととなる。

- (2) また、株式会社Aが自社株を対価として行う方法として、株式会社Bの株主を割当先とする第三者割当増資（自己株式処分）を行い、株式会社Bの株主から、B株式を現物出資してもらうという方法もある。しかし、検査役調査等が必要となり、煩雑である。
- 2 そこで、株式会社Aが、自社株を対価として、他の株式会社Bを51%子会社化しようとする場合における組織再編の手法として、「株式交付」制度が提案されている。
- 3 株式交付制度
- (1) 株式交付制度は、株式会社Aが、株式会社Bの株主のうち、申込のあった株主からのみ、B株式を取得することによって、株式会社Bを子会社化する方法である。
 - (2) 株式交付制度では、株式会社Aを株式交付親会社、株式会社Bを株式交付子会社と称している。
 - (3) 株式交付については、株式交付親会社と株式交付子会社との間に契約関係があることや、株主交付子会社における手続は要せず、株式交付親会社は、株式交付親会社と譲渡人との間の合意に基づき、株式交付子会社の株式を譲り受けるものとしている。
 - (4) 株式交付においては、株式交換と異なり、株式交付親会社は、必ずしも株式交付子会社の発行済株式のすべてを取得するものでないことから、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を法律上当然に取得するものとせず、当該株式を有する者から個別に譲り受けるものとしている。
 - (5) 株式交付の手続は、概ね、次のようになる。
 - ① 株式交付親会社は、株式交付計画を定める。株式交付計画には、譲り受けようとする株式交付子会社の株式数の下限、交付する株式交付親会社の株式数、効力発生日等を定める。
 - ② 株式交付親会社は、株主総会特別決議により、株式交付計画の承認を得る。
 - ③ 株式交付親会社は、株式交付子会社の株主のうち、譲渡の申込をしようとする者に対し、株式交付計画を通知する。
 - ④ 株式交付親会社は、株式交付親会社の株

主及び債権者を保護すべく、株式交付計画の開示手続、反対株主買取請求権、債権者異議手続等を行う。

- ⑤ 効力発生日において、譲渡の申込をした株式交付子会社の株主は株式交付親会社の株主となり、株式交付親会社は当該申込がなされた株式交付子会社の株式を取得する。
- ⑥ なお、株式交付子会社においては、株主総会決議は不要である。なぜなら、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を法律上当然に取得するものとせず、当該株式を有する者から個別に譲り受ける制度にすぎないからである。

第6 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解（中間試案 第3部 第3-1）

監査役設置会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社（以下「監査役設置会社等」という）が取締役等を補助するために当該取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟に（補助参加人として）参加する場合（会社法849条3項）や、取締役（監査等委員または監査委員であるものを除く）および執行役の責任の一部免除に関する議案を拠出する場合（同法425条3項、426条2項）には、各監査役、各監査等委員または各監査委員の同意を得なければならないこととされていることからすれば、監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合にも、これらと同様に、各監査役、各監査等委員または各監査委員の同意を得なければならないものとすることが相当であると考えられる。

そこで、監査役設置会社等が、その取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、各監査役、各監査等委員または各監査委員の同意を得なければならないものとしている。

第7 議決権行使書面の閲覧等（中間試案 第3部 第3-2）

現行会社法上、議決権行使書面の閲覧謄写請求を行う際には、株主名簿の閲覧謄写請求と異なり、株主がその理由を明らかにする必要はない

く、拒絶事由も明文で定められていない（同法311条4項、125条参照）。

他方、実務上、議決権行使書面には、株主の氏名および議決権数に加えて、住所が記載されていることが通常であるため、株主名簿の閲覧・謄写請求が拒絶された場合において、株主の住所等の情報を取得する目的で、議決権行使書面の閲覧・謄写請求が利用されている可能性があるという指摘や、株式会社の業務の遂行を妨げる目的で閲覧・謄写請求権が行使されたと疑われる事例があるという指摘がされている。

そこで、議決権行使書面の閲覧・謄写請求に関して、一定の拒絶事由に該当する場合には、これを拒むことができるものとしている。

第8 株式の併合等に関する事前開示事項（中間試案 第3部 第3—3）

全部取得条項付種類株式の取得または株式の併合を利用したキャッシュアウトに関して、全部取得条項付種類株式の取得または株式の併合に伴って生ずる一に満たない端数の処理により株主に実際に交付される代金の額は、任意売却等の結果に依存しており、実際に任意売却等ができるまでの事情変動等による代金額の低下や代金の不交付のリスクは、当該代金の交付を受けるべき株主が負うこととなることから、確実かつ速やかな任意売却等の実施および株主への代金の交付を確保するための措置の導入について検討すべきであるという指摘がされている。

そこで、全部取得条項付種類株式の取得または株式の併合を利用したキャッシュアウトに際してする端数処理手続に関して、事前開示手続において本店に備え置かなければならない書面等に任意売却の実施および株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載等しなければならないものとして、情報開示を充実させるものとしている。

第9 新株予約権に関する登記（中間試案 第3部 第3—4）

新株予約権の登記については、実務上、払込金額の算定方法につきブラック・ショールズ・モデルに関する詳細かつ抽象的な数式等の登記を要するなど、全般的に煩雑で申請人の負担と

なっており、また、登記事項を一般的な公示にふさわしいものに限るべきであると指摘されている。

そこで中間試案では、（ア）会社法238条1項2号および3号に掲げる事項（同法911条3項12号ニ）は登記することを要しないものとする案（A案）、（イ）募集新株予約権について同法238条1項3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとし、例外的に、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする案（B案）が掲げられている。

第10 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書（中間試案 第3部 第3—5）

個人情報保護の観点から、株式会社の代表取締役の住所を登記事項から削除し、またはその閲覧を制限することが妥当ではないかという指摘がされている。

もっとも、株式会社の代表取締役の住所については、（1）代表取締役を特定するための情報として重要であること、（2）民事訴訟法上の裁判管轄の決定および送達の場面において、法人に営業所がないときは重要な役割を果たすこと（同法4条4項、103条1項）などの意義が認められる。

そこで、株式会社の代表取締役の住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとしている。

第11 会社の支店の所在地における登記（中間試案 第3部 第3—6）

現行法においては、会社は、本店の所在地において登記をするほか、支店の所在地においても、一定の事項について登記をしなければならないこととされている。

これは、支店と取引をする者が本店の所在場所を正確に把握していない場合がありうることを前提として、支店の所在地を管轄する登記所においてその本店を調査することができるとい

う仕組みを構築するためのものであった。

しかし、インターネットの広く普及した現在においては、会社の探索は一般に容易となっており、登記情報提供サービスにおいて、会社法

人等番号（商業登記法7条）を利用して会社の本店を探索することもできるようになっている。

そこで、支店の所在地における登記を廃止するものとしている。

(注1) デラウェア州会社法第232条第a項 [Notice by electronic transmission]（電磁的方法による通知）

- (a) Without limiting the manner by which notice otherwise may be given effectively to stockholders, any notice to stockholders given by the corporation under any provision of this chapter, the certificate of incorporation, or the bylaws shall be effective if given by a form of electronic transmission consented to by the stockholder to whom the notice is given. Any such consent shall be revocable by the stockholder by written notice to the corporation. Any such consent shall be deemed revoked if (1) the corporation is unable to deliver by electronic transmission 2 consecutive notices given by the corporation in accordance with such consent and (2) such inability becomes known to the secretary or an assistant secretary of the corporation or to the transfer agent, or other person responsible for the giving of notice; provided, however, the inadvertent failure to treat such inability as a revocation shall not invalidate any meeting or other action.
- (a) 株主に対する通知を効率的に行うことのできるその他の方法に制限していない限り、この章の規定、定款若しくは付属定款による会社から株主への通知は、通知される株主が同意した電磁的方法で行われる場合、有効である。当該同意は、株主から会社に対する書面による通知で、取消すことができる。当該同意は、次の場合に取消されたとみなす。
(1) 当該同意に従った、会社からの電磁的方法による通知が2度連続して送付できず、かつ(2)会社の秘書役や秘書役補佐、名義書換代理人、若しくは通知に責任を有する者が、送付できなかったことを知った場合。ただし、送付できなかったことを不注意で取消しと取り扱わなかったことを不注意で取消しと取り扱わなかったとしても、総会や行動は無効にならない。

(注2) SEC Rule 14a-16 (17 CFR 240.14a-16) [Internet availability of proxy materials.]

- (a)(1) A registrant shall furnish a proxy statement pursuant to § 240.14a-3(a), or an annual report to security holders pursuant to § 240.14a-3(b), to a security holder by sending the security holder a Notice of Internet Availability of Proxy Materials, as described in this section, 40 calendar days or more prior to the security holder meeting date, or if no meeting is to be held, 40 calendar days or more prior to the date the votes, consents or authorizations may be used to effect the corporate action, and complying with all other requirements of this section.
- (2) Unless the registrant chooses to follow the full set delivery option set forth in paragraph (n) of this section, it must provide the record holder or respondent bank with all information listed in paragraph (d) of this section in sufficient time for the record holder or respondent bank to prepare, print and send a Notice of Internet Availability of Proxy Materials to beneficial owners at least 40 calendar days before the meeting date.
- (a) (1) 登録者は、本条に記載のとおり、株主総会の40日以上前、若しくは総会が開催されない場合は、コーポレートアクション（注2）を行うのに必要な議決、同意、承認を得る日の40日以上前に、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を株主に送付し、かつ本条の他の全ての要求事項を遵守することで、240.14a-3(a)に基づく委任状説明書、若しくは240.14a-3(b)にて義務づけられている株主宛て年次報告書を株主に提供する。
- (2) 登録者が本条の段落(n)に規定されている「フルセット・デリバリー方式 (Full Set Delivery Option)」を選択しない限り、登録者は登録株主若しくは株式の保管業務を受託している銀行が「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を準備、印刷、そして少なくとも総会の40日前に実質株主に送付できるように、本条の段落(d)に掲げられた全ての情報を十分な期間内に登録株主若しくは株式の保管業務を受託している銀行に提供しなければならない。
- (b)(1) All materials identified in the Notice of Internet Availability of Proxy Materials must be publicly accessible, free of charge, at the Web site address specified in the notice on or before the time that the notice is sent to the security holder and such materials must remain available on that Web site through the conclusion of the meeting of security holders.
- (2) All additional soliciting materials sent to security holders or made public after the Notice of Internet Availability of Proxy Materials has been sent must be made publicly accessible at the specified Web site address no later than the day on which such materials are first sent to security holders or made public.
- (3) The Web site address relied upon for compliance under this section may not be the address of the Commission's electronic filing system.
- (4) The registrant must provide security holders with a means to execute a proxy as of the time the Notice of Internet Availability of Proxy Materials is first sent to security holders.
- (b) (1) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」にて特定された全ての総会資料は、株主に本通知が送付された日若しくはそれまでに、本通知で指定されたウェブサイトのアドレスにて、公衆が無償でアクセスできる状態にしておかなくてはならない。そして、それらの総会資料は、株主総会の終結までウェブサイトにて閲覧されていなければならぬ。
- (2) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」が送付された後に、株主に送付された、若しくは公表された全ての追加の勧誘書類は、それらの資料が株主に最初に送られた日、若しくは公表された日までに、指定されたウェブサイトのアドレスにて公衆がアクセスできる状態にしておかなくてはならない。

- (3) 本条に準拠したウェブサイトのアドレスは、証券取引委員会の電子ファイリングシステムのアドレスとならない場合もある。
- (4) 登録者は、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」が株主に最初に送られた時点で、株主が議決権を代理行使する手段を提供しなければならない。
- (c) The materials must be presented on the Web site in a format, or formats, convenient for both reading online and printing on paper.
- (c) 総会資料はオンライン上での閲覧、若しくは紙への印刷両方に適した様式でウェブサイト上に提供されなければならない。
- (d) The Notice of Internet Availability of Proxy Materials must contain the following:
- (1) A prominent legend in bold-face type that states "Important Notice Regarding the Availability of Proxy Materials for the Shareholder Meeting To Be Held on [insert meeting date]";
 - (2) An indication that the communication is not a form for voting and presents only an overview of the more complete proxy materials, which contain important information and are available on the Internet or by mail, and encouraging a security holder to access and review the proxy materials before voting;
 - (3) The Internet Web site address where the proxy materials are available;
 - (4) Instructions regarding how a security holder may request a paper or e-mail copy of the proxy materials at no charge, including the date by which they should make the request to facilitate timely delivery, and an indication that they will not otherwise receive a paper or e-mail copy;
 - (5) The date, time, and location of the meeting, or if corporate action is to be taken by written consent, the earliest date on which the corporate action may be effected;
 - (6) A clear and impartial identification of each separate matter intended to be acted on and the soliciting person's recommendations, if any, regarding those matters, but no supporting statements;
 - (7) A list of the materials being made available at the specified Web site;
 - (8) A toll-free telephone number, an e-mail address, and an Internet Web site where the security holder can request a copy of the proxy statement, annual report to security holders, and form of proxy, relating to all of the registrant's future security holder meetings and for the particular meeting to which the proxy materials being furnished relate;
 - (9) Any control/identification numbers that the security holder needs to access his or her form of proxy;
 - (10) Instructions on how to access the form of proxy, provided that such instructions do not enable a security holder to execute a proxy without having access to the proxy statement and, if required by § 240.14a-3(b), the annual report to security holders; and
 - (11) Information on how to obtain directions to be able to attend the meeting and vote in person.
- (d) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」には、次の事項を含めなくてはならない。
- (1) 表題（「[日付を挿入] に開催される株主総会の委任状参考資料の入手に関する 重要なお知らせ」 ("Important Notice Regarding the Availability of Proxy Materials for the Shareholder Meeting To Be Held on [insert meeting date] ") と太字で記載したもの）
 - (2) 本通知は議決権行使書面ではなく、また重要情報が記載された、インターネット若しくは郵送で入手可能な、より詳細な委任状参考資料の概要を示すものにすぎないこと、並びに株主に対して議決権行使の前に当該委任状参考資料にアクセスし閲覧することを推奨する文言
 - (3) 委任状参考資料が入手可能なインターネットウェブサイトのアドレス
 - (4) 株主が委任状参考資料の書面コピー若しくは電子メールコピーを無償で請求する方法、タイムリーな送付のために株主が請求すべき日付、請求しなければ委任状参考資料の書面コピー若しくは電子メールコピーを受け取ることはできない旨
 - (5) 総会の日時と場所、若しくはコーポレートアクションに書面で同意する場合、コーポレートアクションが効力を発する最も早い日
 - (6) 付議する各議案に対する明瞭かつ偏りのない記載、該当する場合には、各議案に対する勧誘者の推奨内容。ただし、支持する理由は含めない。
 - (7) 指定されたウェブサイトにて入手可能な総会資料のリスト (8) 株主が、登録者の今後全ての総会、及び提供されている委任状参考資料に関連する特定の総会についての委任状説明書、株主宛て年次報告書、委任状用紙を請求することができる無料の電話番号、電子メールアドレス、インターネットのウェブサイトアドレス
 - (9) 株主が委任状用紙にアクセスするために必要な管理番号、若しくは識別番号
 - (10) 委任状用紙へアクセスする方法の説明。ただし、委任状説明書、及び240.14a-3 (b) にて義務付けられている場合には、株主宛て年次報告書にアクセスすることなしに、株主が議決権を代理行使できるものであってはならない。
 - (11) 総会へ出席し本人が投票するための案内を得る方法に関する情報
- (e)(1) The Notice of Internet Availability of Proxy Materials may not be incorporated into, or combined with, another document, except that it may be incorporated into, or combined with, a notice of security holder meeting required under state law, unless state law prohibits such incorporation or combination.
- (2) The Notice of Internet Availability of Proxy Materials may contain only the information required by paragraph (d) of this section and any additional information required to be included in a notice of security holders meeting under state law; provided that:
- (i) The registrant must revise the information on the Notice of Internet Availability of Proxy Materials, including any title to the document, to reflect the fact that:
 - (A) The registrant is conducting a consent solicitation rather than a proxy solicitation; or
 - (B) The registrant is not soliciting proxy or consent authority, but is furnishing an information statement pursuant to § 240.14c-2; and
 - (ii) The registrant may include a statement on the Notice to educate security holders that no personal

- information other than the identification or control number is necessary to execute a proxy.
- (e) (1) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」は、州法にて禁止されていない限り、州法による株主総会招集通知へ組み込み、若しくは組み合わせることは可能だが、それ以外の場合、他の書類への組み込み、若しくは組み合わせることはできない。
- (2) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」には、本条の段落 (d) の情報及び州法に基づき株主総会招集通知に含めるべき追加情報のみを含めることができる。ただし、
- (i) 登録者は、次の事項を反映するため、資料の表題を含め、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」の情報を修正しなければならない。
- (A) 登録者は委任状勧誘ではなく、同意勧説を実施している。若しくは
- (B) 登録者は委任状若しくは同意権の勧誘ではなく、240.14c-2に基づく情報説明書（注）を提供している。
- (ii) 登録者は、議決権の代理行使をするためには、識別番号若しくは管理番号以外に個人情報は必要ないということを株主に伝えるための文言を本通知に含めることができる。
- (f)(1) Except as provided in paragraph (h) of this section, the Notice of Internet Availability of Proxy Materials must be sent separately from other types of security holder communications and may not accompany any other document or materials, including the form of proxy.
- (2) Notwithstanding paragraph (f)(1) of this section, the registrant may accompany the Notice of Internet Availability of Proxy Materials with:
- (i) A pre-addressed, postage-paid reply card for requesting a copy of the proxy materials;
- (ii) A copy of any notice of security holder meeting required under state law if that notice is not combined with the Notice of Internet Availability of Proxy Materials;
- (iii) In the case of an investment company registered under the Investment Company Act of 1940, the company's prospectus, a summary prospectus that satisfies the requirements of § 230.498(b) of this chapter, or a report that is required to be transmitted to stockholders by section 30(e) of the Investment Company Act (15 U.S.C. 80a-29(e)) and the rules thereunder; and
- (iv) An explanation of the reasons for a registrant's use of the rules detailed in this section and the process of receiving and reviewing the proxy materials and voting as detailed in this section.
- (f) (1) 本条の段落 (h) に規定されている場合を除き、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」は、他の株主宛て文書とは別に送付しなければならず、委任状用紙を含む他の文書もしくは資料を添付することはできない。
- (2) 本条の段落 (f) (1) にかかわらず、登録者は「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」に次の文書もしくは資料を添付することができる。
- (i) 委任状参考資料のコピーを請求するための、住所記入済、郵便料金支払済みの返信用はがき
- (ii) 株主総会招集通知が、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」と組合せされていない場合、州法に基づく株主総会招集通知のコピー
- (iii) 1940年投資会社法に基づき登録された投資会社の場合は、会社の目論見書、この章の230.498 (b) の要求事項を満たす要約目論見書、若しくは投資会社法 (15 U.S.C. 80a-29 (e)) の30 (e) 項及びそれに基づく規則により株主に送る必要のある報告書
- (iv) 登録者が本条に詳述された規則を利用する理由、及び本条に詳述されている、委任状参考資料を受け取り、閲覧し、投票するプロセスに関する説明
- (g) Plain English.
- (1) To enhance the readability of the Notice of Internet Availability of Proxy Materials, the registrant must use plain English principles in the organization, language, and design of the notice.
- (2) The registrant must draft the language in the Notice of Internet Availability of Proxy Materials so that, at a minimum, it substantially complies with each of the following plain English writing principles:
- (i) Short sentences;
- (ii) Definite, concrete, everyday words;
- (iii) Active voice;
- (iv) Tabular presentation or bullet lists for complex material, whenever possible;
- (v) No legal jargon or highly technical business terms; and
- (vi) No multiple negatives.
- (3) In designing the Notice of Internet Availability of Proxy Materials, the registrant may include pictures, logos, or similar design elements so long as the design is not misleading and the required information is clear.
- (g) 明瞭な英語
- (1) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を読みやすくするため、登録者は本通知の構成、言葉づかい、デザインにおいて明瞭な英語の原則を使用しなければならない。
- (2) 登録者は、少なくとも、次の明瞭な英語の書き方の原則に実質的に従うように「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」をドラフトしなければならない。
- (i) 短文
- (ii) 明瞭、具体的、日常的に使われている言葉
- (iii) 能動態
- (iv) 複雑な資料に関して、表や箇条書きを使用する可能な場合は、
- (v) 法律用語や高度な専門用語を使用しない
- (vi) 重複する否定表現を使用しない
- (3) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」をデザインする際、登録者は、そのデザインが誤解を与えるようなものではなく、必要な情報が明確である場合に限り、絵やロゴ、若しくは同様のデザイン的要素を含めることができる。

- (h) The registrant may send a form of proxy to security holders if:
- (1) At least 10 calendar days or more have passed since the date it first sent the Notice of Internet Availability of Proxy Materials to security holders and the form of proxy is accompanied by a copy of the Notice of Internet Availability of Proxy Materials; or
 - (2) The form of proxy is accompanied or preceded by a copy, via the same medium, of the proxy statement and any annual report to security holders that is required by § 240.14a-3(b).
- (h) 次の場合、登録者は委任状用紙を株主に送付することができる。
- (1) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を株主に最初に送付した日から少なくとも10日以上経過しており、委任状用紙が「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」のコピーに添付される。若しくは、
 - (2) 委任状用紙とともに、もしくは同様の媒体で、240.14a-3 (b) にて義務付けられている委任状参考資料及び株主宛て年次報告書のコピーを先に送付する場合
- (i) The registrant must file a form of the Notice of Internet Availability of Proxy Materials with the Commission pursuant to § 240.14a-6(b) no later than the date that the registrant first sends the notice to security holders.
- (i) 登録者は、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を株主に最初に送付する日までに、240.14a-6 (b)に基づき、本通知を証券取引委員会に提出しなければならない。
- (j) Obligation to provide copies.
- (1) The registrant must send, at no cost to the record holder or respondent bank and by U.S. first class mail or other reasonably prompt means, a paper copy of the proxy statement, information statement, annual report to security holders, and form of proxy (to the extent each of those documents is applicable) to any record holder or respondent bank requesting such a copy within three business days after receiving a request for a paper copy.
 - (2) The registrant must send, at no cost to the record holder or respondent bank and via e-mail, an electronic copy of the proxy statement, information statement, annual report to security holders, and form of proxy (to the extent each of those documents is applicable) to any record holder or respondent bank requesting such a copy within three business days after receiving a request for an electronic copy via e-mail.
 - (3) The registrant must provide copies of the proxy materials for one year after the conclusion of the meeting or corporate action to which the proxy materials relate, provided that, if the registrant receives the request after the conclusion of the meeting or corporate action to which the proxy materials relate, the registrant need not send copies via First Class mail and need not respond to such request within three business days.
 - (4) The registrant must maintain records of security holder requests to receive materials in paper or via e-mail for future solicitations and must continue to provide copies of the materials to a security holder who has made such a request until the security holder revokes such request.
- (j) コピー提供の義務
- (1) 登録者は、書面コピーの請求を受けた日から3営業日以内に、登録株主若しくは株式の保管業務を受託している銀行に、無償で、アメリカ合衆国郵便公社のファーストクラスメール若しくは他の合理的に迅速な手段により、委任状参考資料、情報説明書、株主宛て年次報告書、及び委任状用紙（これらの資料が該当する範囲内で）の書面コピーを送付しなければならない。
 - (2) 登録者は、電子メールにて電子コピーの請求を受けた日から3営業日以内に、登録株主若しくは株式の保管業務を受託している銀行に、無償で、電子メールにて、委任状参考資料、情報説明書、株主宛て年次報告書、及び委任状用紙（これらの資料が該当する範囲内で）の電子コピーを送付しなければならない。
 - (3) 登録者は、委任状参考資料に関連する総会若しくは、コーポレートアクション終結後1年間は、委任状参考資料のコピーを提供しなければならない。ただし、委任状参考資料に関連する総会若しくは、コーポレートアクション終結後に請求を受けた場合は、アメリカ合衆国郵便公社のファーストクラスメールにて送付する必要はなく、また請求から3営業日以内にその請求に対応する必要はない。
 - (4) 登録者は、今後の勧誘に関して、総会資料を書面若しくは電子メールのいずれで受領したいかという株主からの要求の記録を保持しなくてはならず、また株主が当該請求を撤回するまで、株主に総会資料のコピーを提供し続けなければならない。
- (k) Security holder information.
- (1) A registrant or its agent shall maintain the Internet Web site on which it posts its proxy materials in a manner that does not infringe on the anonymity of a person accessing such Web site.
 - (2) The registrant and its agents shall not use any e-mail address obtained from a security holder solely for the purpose of requesting a copy of proxy materials pursuant to paragraph (j) of this section for any purpose other than to send a copy of those materials to that security holder. The registrant shall not disclose such information to any person other than an employee or agent to the extent necessary to send a copy of the proxy materials pursuant to paragraph (j) of this section.
- (l) 株主情報
- (1) 登録者若しくはその代理者は、委任状参考資料が提供されているインターネットのウェブサイトにアクセスする人の匿名性が保たれるよう、当該ウェブサイトを管理しなければならない。
 - (2) 登録者及びその代理者は、専ら本条の段落(j)に基づく委任状参考資料のコピーの請求のために株主より入手した電子メールアドレスを、当該資料のコピーを株主に送付する目的以外のために使用してはならない。登録者は、本条の段落(j)に基づき委任状参考資料のコピーを送付するために必要な範囲で、従業員又は代理者以外の者にその情報を開示してはならない。
- (l) A person other than the registrant may solicit proxies pursuant to the conditions imposed on registrants by this section, provided that:
- (1) A soliciting person other than the registrant is required to provide copies of its proxy materials only to

- security holders to whom it has sent a Notice of Internet Availability of Proxy Materials; and
- (2) A soliciting person other than the registrant must send its Notice of Internet Availability of Proxy Materials by the later of:
- (i) 40 Calendar days prior to the security holder meeting date or, if no meeting is to be held, 40 calendar days prior to the date the votes, consents, or authorizations may be used to effect the corporate action; or
 - (ii) The date on which it files its definitive proxy statement with the Commission, provided its preliminary proxy statement is filed no later than 10 calendar days after the date that the registrant files its definitive proxy statement.
- (3) Content of the soliciting person's Notice of Internet Availability of Proxy Materials.
- (i) If, at the time a soliciting person other than the registrant sends its Notice of Internet Availability of Proxy Materials, the soliciting person is not aware of all matters on the registrant's agenda for the meeting of security holders, the soliciting person's Notice on Internet Availability of Proxy Materials must provide a clear and impartial identification of each separate matter on the agenda to the extent known by the soliciting person at that time. The soliciting person's notice also must include a clear statement indicating that there may be additional agenda items of which the soliciting person is not aware and that the security holder cannot direct a vote for those items on the soliciting person's proxy card provided at that time.
- (ii) If a soliciting person other than the registrant sends a form of proxy not containing all matters intended to be acted upon, the Notice of Internet Availability of Proxy Materials must clearly state whether execution of the form of proxy will invalidate a security holder's prior vote on matters not presented on the form of proxy.
- (1) 登録者以外の者は、次の場合には、本条で登録者に課せられた条件に基づき、委任状の勧誘を行うことができる。
- (1) 登録者以外の勧誘者は、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」が送付された株主に限り、委任状参考資料のコピーを提供する義務がある。
- (2) 登録者以外の勧誘者は、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を次の(i)及び(ii)のいずれか遅い日までに送付しなければならない。
- (i) 株主総会の40日前、若しくは総会が開催されない場合は、コーポレートアクションを行うのに必要な議決、同意、承認を得る日の40日前
- (ii) 予備的委任状説明書が、確定版の委任状説明書の提出日から10日以内に提出される場合、確定版の委任状説明書を証券取引委員会に提出する日。
- (3) 委任状の勧誘による「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」の内容
- (i) 登録者以外の委任状の勧誘者が「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を送付する際に、委任状の勧誘者が株主総会の議題の全てを把握していない場合、委任状の勧誘者の送付する「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」に、送付時に委任状の勧誘者が知りえる範囲で、各議案に対する明瞭かつ偏りのない指摘が掲載されなければならない。委任状の勧誘者が把握していない追加議案があるかもしれないこと、及び委任状の勧誘者が通知を送付する際に提供する委任状用紙で、株主は当該追加議案の投票を指図することができないことを、委任状の勧誘者の通知に明記しなければならない。
- (ii) 登録者以外の委任状の勧誘者が、付議する議案の全ては含んでいない委任状用紙を送付する場合、当該委任状用紙の行使によって、当該委任状用紙に記載されていない議案への株主の事前投票を無効にするか否かを、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」に明記しなくてはならない。
- (m) This section shall not apply to a proxy solicitation in connection with a business combination transaction, as defined in § 230.165 of this chapter, as well as transactions for cash consideration requiring disclosure under Item 14 of § 240.14a-101.
- (n) 本条は、この章の230.165に規定されている企業結合取引及び240.14a-101の第14号にて開示を要求されている現金対価取引に関連する議決権の勧誘については適用しない。
- (n) Full Set Delivery Option.
- (1) For purposes of this paragraph (n), the term full set of proxy materials shall include all of the following documents:
- (i) A copy of the proxy statement;
 - (ii) A copy of the annual report to security holders if required by § 240.14a-3(b); and
 - (iii) A form of proxy.
- (2) Notwithstanding paragraphs (e) and (f)(2) of this section, a registrant or other soliciting person may:
- (i) Accompany the Notice of Internet Availability of Proxy Materials with a full set of proxy materials; or
 - (ii) Send a full set of proxy materials without a Notice of Internet Availability of Proxy Materials pursuant to paragraphs (d) and (n)(4) of this section is incorporated in the proxy statement and the form of proxy.
- (3) A registrant or other soliciting person that sends a full set of proxy materials to a security holder pursuant to this paragraph (n) need not comply with
- (i) The timing provisions of paragraphs (a) and (l)(2) of this section; and
 - (ii) The obligation to provide copies pursuant to paragraph (j) of this section.
- (4) A registrant or other soliciting person that sends a full set of proxy materials to a security holder pursuant to this paragraph (n) need not include in its Notice of Internet Availability of Proxy Materials, proxy statement, or form of proxy the following disclosures:
- (i) Instructions regarding the nature of the communication pursuant to paragraph (d)(2) of this section;
 - (ii) Instructions on how to request a copy of the proxy materials; and
 - (iii) Instructions on how to access the form of proxy pursuant to paragraph (d)(10) of this section.
- (n) フルセット・デリバリー方式 (Full Set Delivery Option)
- (1) この段落 (n) で、委任状参考資料のフルセットという用語は、次の書類の全てを含む。

- (i) 委任状説明書のコピー
- (ii) 240.14a-3 (b) にて義務付けられている場合、株主宛て年次報告書のコピー
- (iii) 委任状用紙
- (2) 本条の段落 (e) 及び (f) (2) にかかわらず、登録者若しくは他の勧誘者は次を行なうことができる。
 - (i) 「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を委任状参考資料のフルセットに添付すること。若しくは (ii) 本条の段落 (d) 及び (n) (4) に規定されている「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」に含めるべき全ての情報が、委任状説明書及び委任状用紙に含まれている場合、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」を添付することなく委任状参考資料のフルセットを送付すること。
 - (3) 段落 (n) に基づき、委任状参考資料のフルセットを株主に送付する登録者若しくは他の勧誘者は、次の事項に従う必要はない。
 - (i) 本条の段落 (a) 及び (l) (2) の時期に関する規定
 - (ii) 本条の段落 (j) に基づくコピー提供の義務
 - (4) 段落 (n) に基づき、委任状参考資料のフルセットを株主に送付する登録者若しくは他の勧誘者は、「委任状参考資料のインターネットでの入手に関する通知」、委任状説明書、若しくは委任状用紙に次の事項を含める必要はない。
 - (i) 本条の段落 (d) (2) に規定されている通知の性質に関する説明
 - (ii) 委任状参考資料のコピーを請求する方法に関する説明
 - (iii) 本条の段落 (d) (10) に規定されている委任状用紙へのアクセス方法に関する説明

(注3) 米国デラウェア州会社法第211条 [Meetings of stockholders.]

- (a)(1) Meetings of stockholders may be held at such place, either within or without this State as may be designated by or in the manner provided in the certificate of incorporation or bylaws, or if not so designated, as determined by the board of directors. If, pursuant to this paragraph or the certificate of incorporation or the bylaws of the corporation, the board of directors is authorized to determine the place of a meeting of stockholders, the board of directors may, in its sole discretion, determine that the meeting shall not be held at any place, but may instead be held solely by means of remote communication as authorized by paragraph (a)(2) of this section.
- (2) If authorized by the board of directors in its sole discretion, and subject to such guidelines and procedures as the board of directors may adopt, stockholders and proxyholders not physically present at a meeting of stockholders may, by means of remote communication:
 - a. Participate in a meeting of stockholders; and
 - b. Be deemed present in person and vote at a meeting of stockholders, whether such meeting is to be held at a designated place or solely by means of remote communication, provided that (i) the corporation shall implement reasonable measures to verify that each person deemed present and permitted to vote at the meeting by means of remote communication is a stockholder or proxyholder, (ii) the corporation shall implement reasonable measures to provide such stockholders and proxyholders a reasonable opportunity to participate in the meeting and to vote on matters submitted to the stockholders, including an opportunity to read or hear the proceedings of the meeting substantially concurrently with such proceedings, and (iii) if any stockholder or proxyholder votes or takes other action at the meeting by means of remote communication, a record of such vote or other action shall be maintained by the corporation.
- (b) Unless directors are elected by written consent in lieu of an annual meeting as permitted by this subsection, an annual meeting of stockholders shall be held for the election of directors on a date and at a time designated by or in the manner provided in the bylaws. Stockholders may, unless the certificate of incorporation otherwise provides, act by written consent to elect directors; provided, however, that, if such consent is less than unanimous, such action by written consent may be in lieu of holding an annual meeting only if all of the directorships to which directors could be elected at an annual meeting held at the effective time of such action are vacant and are filled by such action. Any other proper business may be transacted at the annual meeting.
- (c) A failure to hold the annual meeting at the designated time or to elect a sufficient number of directors to conduct the business of the corporation shall not affect otherwise valid corporate acts or work a forfeiture or dissolution of the corporation except as may be otherwise specifically provided in this chapter. If the annual meeting for election of directors is not held on the date designated therefor or action by written consent to elect directors in lieu of an annual meeting has not been taken, the directors shall cause the meeting to be held as soon as is convenient. If there be a failure to hold the annual meeting or to take action by written consent to elect directors in lieu of an annual meeting for a period of 30 days after the date designated for the annual meeting, or if no date has been designated, for a period of 13 months after the latest to occur of the organization of the corporation, its last annual meeting or the last action by written consent to elect directors in lieu of an annual meeting, the Court of Chancery may summarily order a meeting to be held upon the application of any stockholder or director. The shares of stock represented at such meeting, either in person or by proxy, and entitled to vote thereat, shall constitute a quorum for the purpose of such meeting, notwithstanding any provision of the certificate of incorporation or bylaws to the contrary. The Court of Chancery may issue such orders as may be appropriate, including, without limitation, orders designating the time and place of such meeting, the record date or dates for determination of stockholders entitled to notice of the meeting and to vote thereat, and the form of notice of such meeting.
- (d) Special meetings of the stockholders may be called by the board of directors or by such person or persons as may be authorized by the certificate of incorporation or by the bylaws.
- (e) All elections of directors shall be by written ballot unless otherwise provided in the certificate of

incorporation; if authorized by the board of directors, such requirement of a written ballot shall be satisfied by a ballot submitted by electronic transmission, provided that any such electronic transmission must either set forth or be submitted with information from which it can be determined that the electronic transmission was authorized by the stockholder or proxy holder.

- (注4) 鈴木裕（大和総研 金融調査部）「バーチャル株主総会導入の検討を」（大和総研 金融資本市場レポート 2016年7月29日）2～3頁。
- (注5) Lisa Fontenot & Linda Dang, "Annual Shareholder Meeting: Selected Considerations for a Virtual-Only Meeting", Harvard Law School Forum on Corporate Governance and Financial Regulation on December 9, 2016